

栗東市火葬場建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 高齢化の進展に伴う火葬需要の増加が見込まれる中、市の火葬場に関する整備方針等を検討するため栗東市火葬場建設検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、今後の整備方針等を含め、火葬場のあり方について総合的に検討し、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

① 学識経験者

② 住民代表

③ 行政関係者

④ その他市長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選による。

2 委員長は、会務を総括し検討委員会を代表する。

3 委員長に事故があったとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が委員長の職務を代行する。

(委員会)

第5条 検討委員会は、委員長が招集しその議長となる。

(関係者の出席)

第6条 検討委員会は、必要があるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、環境経済部環境政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

栗東市火葬場建設検討委員会設置要綱

現行	改正後
栗東市火葬場建設検討委員会設置要綱 (設置) 第1条 <u>公衆衛生の向上、その他公共の福祉の見地から火葬を推進する</u> <u>には栗東市独自の火葬場の建設がますます求められております。この</u> <u>ため栗東市火葬場建設検討委員会（以下「検討委員会」という。）を</u> <u>設置する。</u> (所掌事務) 第2条 検討委員会は、<u>今後の火葬場のあり方を含め、総合的に調査・研</u> <u>究を行い、火葬場の早期建設に向けて検討し、市長に提言するものとす</u> <u>る。</u> (組織) 第3条 検討委員会は、委員10名以内をもって組織する。 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 ① 学識経験者 ② <u>市議会議員</u> ③ 行政関係者 ④ その他市長が必要と認める者 (略) (庶務) 第7条 検討委員会の庶務は、<u>環境経済部生活環境課</u>において処理する。	栗東市火葬場建設検討委員会設置要綱 (設置) 第1条 <u>高齢化の進展に伴う火葬需要の増加が見込まれる中、市の火葬</u> <u>場に関する整備方針等を検討するため栗東市火葬場建設検討委員会</u> <u>(以下「検討委員会」という。)を設置する。</u> (所掌事務) 第2条 検討委員会は、<u>今後の整備方針等を含め、火葬場のあり方につい</u> <u>て総合的に検討し、市長に提言するものとする。</u> (組織) 第3条 検討委員会は、委員10名以内をもって組織する。 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 ① 学識経験者 ② <u>住民代表</u> ③ 行政関係者 ④ その他市長が必要と認める者 (略) (庶務) 第7条 検討委員会の庶務は、<u>環境経済部環境政策課</u>において処理する。 (略) 附 則 この要綱は、<u>平成31年4月1日から施行する。</u>